

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

I	「神奈川県営水道事業経営計画」の中間点検について-----	1
II	「神奈川県営電気事業経営計画」の中間点検について-----	3
III	水道管塗料の認証に係る不適切行為への対応について-----	5
IV	上下水道料金の誤徴収に係る対応について-----	6
V	県営電気事業の容量市場における約定結果について-----	7

I 「神奈川県営水道事業経営計画」の中間点検について

「神奈川県営水道事業経営計画」について、令和3年度は計画期間の中間年となることから、計画期間後半の取組を効果的に進めるため、財政収支見通しの検証を含め中間点検を実施した。

その結果を別添資料1「神奈川県営水道事業経営計画の中間点検結果」のとおり取りまとめたので報告する。

1 主要事業の取組について

(1) 令和3年度までの取組状況

主要事業（14事業）のうち、「国際社会への貢献」を除いた13事業について「順調」と評価した。

「国際社会への貢献」については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、技術協力を行っているベトナム国ランソン省への渡航が制限されたことから「遅れ」と評価した。

(2) 令和4年度以降の取組の方向性

計画策定後、大型台風の影響による大規模断水の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、労務単価の上昇や設計積算基準の改訂などにより工事費用が大幅に上昇するなど、経営環境に大きな変化が生じている。

このため、計画策定後の変化を踏まえ、計画を前倒して揚水ポンプ所の浸水や停電対策などに取り組むとともに、計画目標の達成に向けて、デジタル技術を活用して業務の効率化や最適化を図るなど、更なる事業運営の工夫を図りながら主要事業を着実に進めていく。

2 財政収支見通しについて

(1) 水道料金収入の動向

コロナ禍における水道使用の変化により、家事用の水道使用量は計画値を上回る見込みであることなどから、計画期間後半の水道料金収入は、計画額を上回ると見込まれるものの、給水戸数の伸びの鈍化や小家族化等により減少傾向で推移する見通しである。

(2) 建設改良事業費の動向

計画期間後半の建設改良事業費は、施工方法の見直し等による工事費縮減の取組を行ってもなお増加幅が拡大し計画額を上回って推移する見通しである。

(3) 財政収支見通しの検証

ア 令和2年度までの決算状況

収益的収支では、計画額を上回る利益剰余金を確保し、資本的収支では、新規借入額を25億円抑制する対応などを実施した結果、令和2年度末における資金残高は173億円となり、計画額（121億円）を上回っている。

イ 令和3年度以降の見通し

収益的収支では、収入は減少傾向で推移する一方、支出の増加が避けられないと見込まれることから、令和3年度以降の各年度の利益剰余金は計画額を下回る見通しである。

資本的収支では、建設改良事業費の大幅な増加に対する財源対策として、令和4年度当初予算（案）では、新規借入額を計画額より10億円増額し190億円とした。

計画最終年度の令和5年度末の資金残高は25億円となり、計画額（54億円）を大幅に下回る見込みであり、今後、令和3年度の決算状況を踏まえながら財源対策を検討していく。

検証後の財政収支見通し

(単位 億円)

科目等		年度	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (予算現額)	令和4年度 (予算案)	令和5年度 (見通し)
収益的 収支	収益的収入		592	580	610	604	602
	うち水道料金収入		516	504	527	523	522
	収益的支出		526	531	568	564	569
	当年度損益		51	34	23	17	10
資本的 収支	資本的収入		153	133	164	193	183
	うち企業債等借入金		150	130	160	190	180
	資本的支出		343	314	389	390	416
	うち建設改良事業費		196	179	258	261	284
	資本的収支差引額		△ 190	△ 181	△ 225	△ 197	△ 233
資金残高			184	173	124	91	25
借入金残高			1,478	1,473	1,503	1,564	1,612

II 「神奈川県営電気事業経営計画」の中間点検について

「神奈川県営電気事業経営計画」について、令和3年度は計画期間の中間年となることから、計画期間後半の取組を効果的に進めるため、財政収支見通しの検証を含め中間点検を実施した。

その結果を別添資料2「神奈川県営電気事業経営計画の中間点検結果」とおり取りまとめたので報告する。

1 主要事業の取組について

(1) 令和3年度までの取組状況

主要事業（14事業）のうち、「小水力発電の推進」を除いた13事業について「順調」と評価した。

「小水力発電の推進」については、令和元年東日本台風による林道等の被災により、早戸川における小水力発電所建設計画について、計画を中断していることから「困難」と評価した。

(2) 重点取組目標の達成状況

重点取組目標としている「点検等の作業や故障などによる発電停止時間をゼロに近づける」ことについて、発電機の停止を伴う複数の工事において、優先度の高い工事に合わせて他の工事を同時期に実施するなどにより、取組前の平成30年度に対して停止時間は着実に減少し、可働率が向上した。

停止時間の削減状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
停止時間	814時間	512時間	442時間
可働率※	90.3%	93.5%	94.6%

※ 年間の発電可能時間に対する現実の発電時間の割合

(3) 令和4年度以降の取組の方向性

経営計画策定後、国が進めている電力システム改革が進展しているほか、大型台風の風水害によるダム・発電施設の被害の発生や、利水ダムでも事前放流を実施するための治水協定を締結するなど、経営環境に大きな変化が生じている。

このため、計画期間後半においては、更なる事業運営の工夫により主要事業を着実に進めていく必要がある。

なお、「困難」と評価した「小水力発電の推進」の早戸川における小水力発電所建設計画については、令和元年東日本台風により林道等が被災するなど計画地点の自然災害リスクが顕在化したため、安全性や採算性等を勘案して計画は中止とし、経営計画期間における小水力発電の推

進の取組は見合わせる。

2 財政収支見通しについて

(1) 電力料金収入の動向

水力発電収入の令和4年度は、令和3年1月に玄倉林道で新たに発生した落石により玄倉ダム施設が被災し、玄倉第1発電所の運転再開が約1年程度遅れることなどから、計画額を約2.9億円と大きく下回る見込みである。

(2) 財政収支見通しの検証

計画年度後半においても、工事計画の見直しやオーバーホール周期を見直すことにより、財政収支について大きな変動はなく、概ね計画どおり推移する見通しである。

なお、資金残高については、計画期間が開始する直前の平成30年度末に固定資産売却収入があったことや、計画期間前半における利益剰余金の増加、建設改良事業費の減少などから、計画期間が終了する令和5年度末は149億円と計画額119億円を30億円上回る見込みである。

検証後の財政収支見通し

(単位 億円)

科目等		年度	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (予算現額)	令和4年度 (予算案)	令和5年度 (見通し)
収益的 収 支	収益的収入		86	82	84	80	84
	うち電力料金収入		63	60	60	57	59
	収益的支出		79	73	81	78	78
	当年度損益		6	7	2	1	4
資 本 的 収 支	資本的収入		0	1	0	3	7
	資本的支出		13	22	24	33	33
	うち建設改良事業費		6	16	17	27	29
	資本的収支差引額		△ 13	△ 21	△ 24	△ 30	△ 26
資金残高			165	169	165	155	149
借入金残高			28	22	16	10	6

Ⅲ 水道管塗料の認証に係る不適切行為への対応について

1 不適切行為に係る事案の概要

- ・ 神東塗料株式会社は、水道管に使用する塗料の品質認証を受けるに当たり、認証機関である公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）の規定と異なる条件で得られた試験結果で認証を取得したほか、規定外の原料を使用するといった不適切な行為を行っていた。
- ・ 当該塗料は主に水道管の外面に塗装されている塗料で、主要な管材メーカーが使用している。
- ・ 日水協は、当該塗料を使用した製品の認証を停止するとともに、管材メーカーに出荷自粛を要請し、多くの水道事業者が、水道工事の一時中止を余儀なくされた。
- ・ 不適切行為に係る製品について、日水協が検査等を行い、品質の安全性が確認された製品から、管材メーカーの出荷自粛要請を順次解除した。

2 企業庁の対応状況

- ・ 1月13日 不適切行為の情報を受け、水道工事123件を一時中止
- ・ 1月14日 日水協に対し、早期の事実確認と対応を文書により要請
- ・ 1月19日～安全性が確認された製品を管材メーカーが順次出荷
一時中止した工事について、施工業者と協議し順次再開
- ・ 2月21日 全ての工事が再開

3 今後の対応

- ・ 年度内の完成が見込めず繰越が避けられない工事については、出来高払いを行うなど適切に対応していく。
- ・ 工事一時中止によって生じた現場管理費用等について、施工業者の請求があれば適切に対応していく。
- ・ 当該不適切行為に起因して生じる費用については、賠償請求することを検討する。

IV 上下水道料金の誤徴収に係る対応について

1 誤徴収事案の概要

- 令和3年9月に水道使用者から指摘があり、水道メーターの交換とメーター定期検針を同日に行った場合、システムのプログラム誤りにより、使用水量が正しく計算されず上下水道料金を誤徴収していたことが判明した。
- 平成30年度以降において、21件、28,943円の誤徴収を確認したため、水道使用者に謝罪するとともに、誤徴収額について還付又は追徴した。(令和3年10月1日 建設・企業常任委員会に報告。)

2 その後の対応状況

平成29年度以前分について、バックアップデータを復元して調査したところ、23件、148,255円の誤徴収を確認したため、水道使用者に謝罪するとともに誤徴収額について還付した。

誤徴収に係る件数及び金額

	過大徴収		過小徴収		計		
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
平成29年度以前	23	148,255	-	-	23	148,255	
平成30年度以降	17	26,907	4	2,036	21	28,943	
合計	40	175,162	4	2,036	44	177,198	
内訳	水道料金	40	113,029	4	1,318	44	114,347
	下水道使用料	36	62,133	3	718	39	62,851

3 再発防止に係る対応

- 水道メーターの交換と同日に定期検針を行わないよう業務委託の実施方法を見直した。
- 水道メーターの交換と同日に誤って定期検針を行った場合でも、検針した数値をシステムに入力できないように、検針に使用するハンディターミナルのプログラムを改修した。

V 県営電気事業の容量市場における約定結果について

国の電力システム改革により容量市場が整備され、令和2年度に初回のオークションが行われた。県営電気事業では、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給基本契約終了後、令和6年度以降の収入の一部を確実に確保するために、昨年度に引き続き容量市場のオークションに応札したので、その結果について報告する。

1 容量市場の概要

- 容量市場は、4年後に国全体で必要と想定される電気の供給力を確保するため、令和2年度に開設された市場である。
- 容量市場は、発電事業者が所有する発電所の供給力で「オークションに応札」(図1①)し、落札した発電事業者には、全国の小売電気事業者が負担する「容量拠出金」(図1②)から「供給力を提供した対価」(図1③)が支払われる仕組みである。
- 発電事業者が容量市場から得る収入額は、発電設備を適切に維持管理するための費用の一部に相当する額とされている。

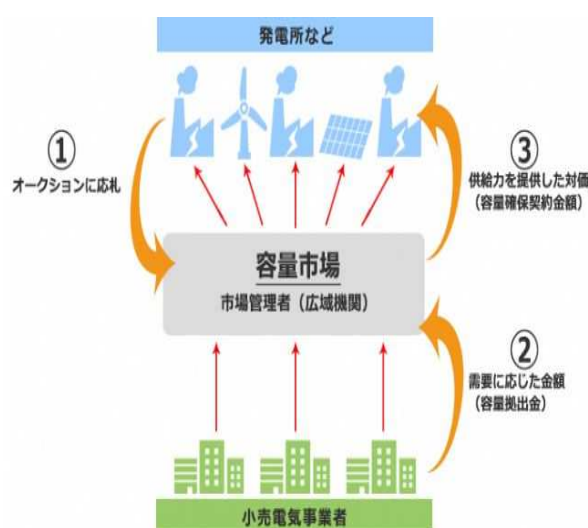


図1 容量市場における取引のイメージ図

(出典：電力広域的運営推進機関ホームページ)

2 県営電気事業の応札経過及び約定結果

(1) 応札経過

令和3年10月に令和7年実需給分を対象とするメインオークションに応札した。

応札した発電所は、相模発電所ほか10発電所

※ 固定価格買取制度の適用を受けている愛川太陽光発電所ほか2発電所と、休止中の玄倉第2発電所は、参加資格がない。

(2) 約定結果

メインオークションの約定結果が、12月22日に市場管理者である電力広域的運営推進機関から公表され、県営電気事業は応札した全ての発電所が落札し、2月14日に容量確保契約を締結した。

ア メインオークション約定結果（全国）の概要

目標調達量 1億6,534万kW

指標価格 9,372円/kW

約定価格 **3,495円/kW**（北海道・九州エリア以外）

※ 参考 5,242円/kW（北海道・九州エリア）

イ 県営電気事業の容量確保契約金額

容量確保契約金額＝（約定価格×落札容量）×経過措置係数^{※1}

実需給	容量確保契約金額 (税別)	約定価格 (税別)	落札容量	経過措置係数
令和7年度	約6.5億円	3,495円/kW	247,319kW	75.85%
令和6年度	約19億円	14,137円/kW	※2	58%

※1 小売電気事業者負担軽減のため平成22年度末以前に建設された減価償却の進んだ電源に対して、一定の率を乗じて減額するもの。

※2 令和6年度実需給分の落札容量は非公表とされ、自己の応札情報に対して守秘義務が課されている。

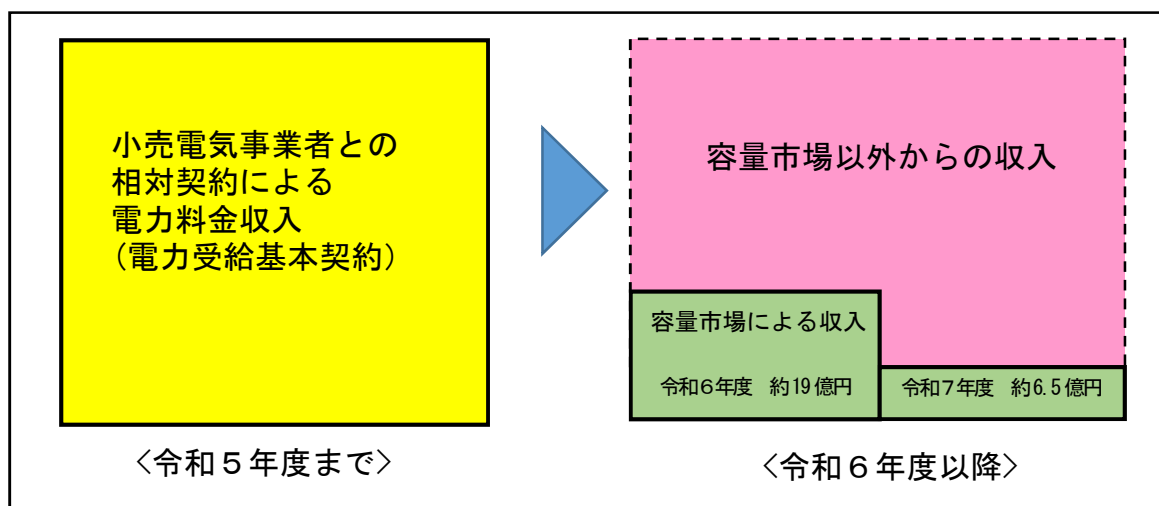


図2 電力料金収入のイメージ図